

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	資金決済に関する法律		
規制の名称	仮想通貨交換業に係る制度整備		
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日		
事前評価時の想定との比較	<p>暗号資産(仮想通貨)については、規制の事前評価時において、マネー・ロンダリング等に悪用されるリスクが国際的に指摘されていることに加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買価格や手数料等の契約内容や、そもそも法定通貨でないこと等について、適正な情報が十分に利用者に提供されないおそれ ・ インターネットを通じて売買等が行われるが、そのシステムの安全性が適切に確保されないおそれ ・ 事業者の破綻や交換業者が管理する利用者の財産が消失するおそれ <p>等のリスクに応じた利用者保護のための措置を講ずる必要、といった課題に対応するため、暗号資産(仮想通貨)交換業者に対する登録制の導入を行ったところ。上記のような暗号資産(仮想通貨)に係るリスクについては、今日においても引き続き対応が必要である。</p> <p>なお、暗号資産(仮想通貨)交換業者による顧客の暗号資産(仮想通貨)の流出事案の発生、ICO等の暗号資産(仮想通貨)を用いた新たな取引の登場、マネロン対策等に関する国際的な議論の動向の進捗等の変化による影響があったことから、令和元年に資金決済に関する法律の改正を行い、本件に係る規制のさらなる整備を行っているが、事前評価時に想定していた上記課題は今日も変化していない。</p>		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等		事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>規制の事前評価時、遵守費用について概要を以下の通り見込んでいた。</p> <p>イ 暗号資産(仮想通貨)交換業者の登録制の創設 登録申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。</p> <p>ロ 暗号資産(仮想通貨)交換業者の行為規制 暗号資産(仮想通貨)交換業者に係る行為規制の実施に要する費用が発生する。</p> <p>ハ 金融ADRに係る制度整備等 金融ADR制度に関して、指定紛争解決機関が存在する場合、暗号資産(仮想通貨)交換業者において、当該機関との契約締結等の費用が発生する。また、指定紛争解決機関が存在しない場合、暗号資産(仮想通貨)交換業者において、弁護士会の仲裁センター等への委託費用が発生する。</p> <p>事業者団体に関する認定制度に関して、事業者団体において認定申請に係る事務費用、認定業務を実施するための体制整備費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。</p> <p>暗号資産(仮想通貨)交換業者は30社(令和4年5月末時点)存在するが、各事業者により手続き等に係る費用は異なり、一概に算定ができるものではなく、把握・推算することは困難と考えられる。</p>		遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>行政庁(国)において、暗号資産(仮想通貨)交換業者の行為規制の実施状況に係る検査・監督するための費用が発生すると見込んでいた。</p> <p>行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、金融規制全般に係る対応をしており、暗号資産(仮想通貨)交換業者の行為規制に係る行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。</p>		行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>規制の事前評価時、暗号資産(仮想通貨)交換業者の登録制の導入及び行為規制を課すこと等によって、利用者保護及びイノベーションの進展に資する可能性があるとしていた。</p> <p>本件規制の導入以降、暗号資産(仮想通貨)交換業者は30社(令和4年5月末時点)登録されており、令和元年の法改正による規制のさらなる整備によるものも含め、必要に応じた監督上の措置が講じられていることにより、利用者保護が図られているほか、暗号資産(仮想通貨)交換業者を利用した暗号資産(仮想通貨)の現物取引額は年間約20兆円(一般社団法人暗号資産取引業協会の令和2年度統計)となっており、暗号資産(仮想通貨)業界の信頼性の向上等、イノベーションの進展に資しているものと考えられる。</p>		規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。
便益(金銭価値化)	<p>規制の導入により、規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して便益を把握することは困難である。</p>		規制の導入により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられる
副次的な影響及び波及的な影響	<p>現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。</p>		規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。
考察	<p>本件法改正による暗号資産(仮想通貨)交換業に対する規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。また、本制度改正及び令和元年の法改正を通じて、利用者保護の確保のための制度整備及び必要に応じた監督上の措置が講じられていることにより、利用者が安心して暗号資産(仮想通貨)に係るサービスを受けることができる環境の整備が促進されているほか、業界内において適正な競争を生むこととなり、新サービスの展開等業界のイノベーションの促進につながっていると考えられる。このように、暗号資産(仮想通貨)を取り巻く環境の変化に応じ、適切に規制の導入を行ったことで、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられることから、本件にかかる特段の見直しは現時点においては不要と考える。</p>		
備考			